

# 造林補助事業

神奈川県では、木材生産を目的とした林業活動をとおして森林の持つ公益的機能の維持増進が図られることから、森林をお持ちの方が、自ら、又は委託して行う森林整備や森林作業道の整備への補助を行っています。

○補助の対象エリア神奈川県内全域が対象です。

○補助の対象者（事業主体）

**森林所有者、森林組合、森林経営計画策定者等が対象です。**

\* 森林をお持ちの方が、森林組合や森林経営計画策定者に施業を委託した場合も対象となり、施業に要した費用から補助金額を差引き、残りを負担金として清算します。（下図の⑥、⑦）

○補助の対象面積 0.1 ヘクタール以上(1,000㎡以上)が対象です。

○補助の対象となる施業

**植栽、下刈、間伐、枝打等の森林整備、森林作業道の整備などです。**

\* 施業内容ごとに林齢などの採択要件があります。また、間伐については間伐材の搬出が条件となる場合があります。詳細は下欄お問い合わせ先にお尋ねください。

○補助率と受け取れる補助金額の算出例（平成 28 年度）

**補助率は、森林経営計画等に基づく森林は 8.5/10、それ以外は 4.5/10 です。**

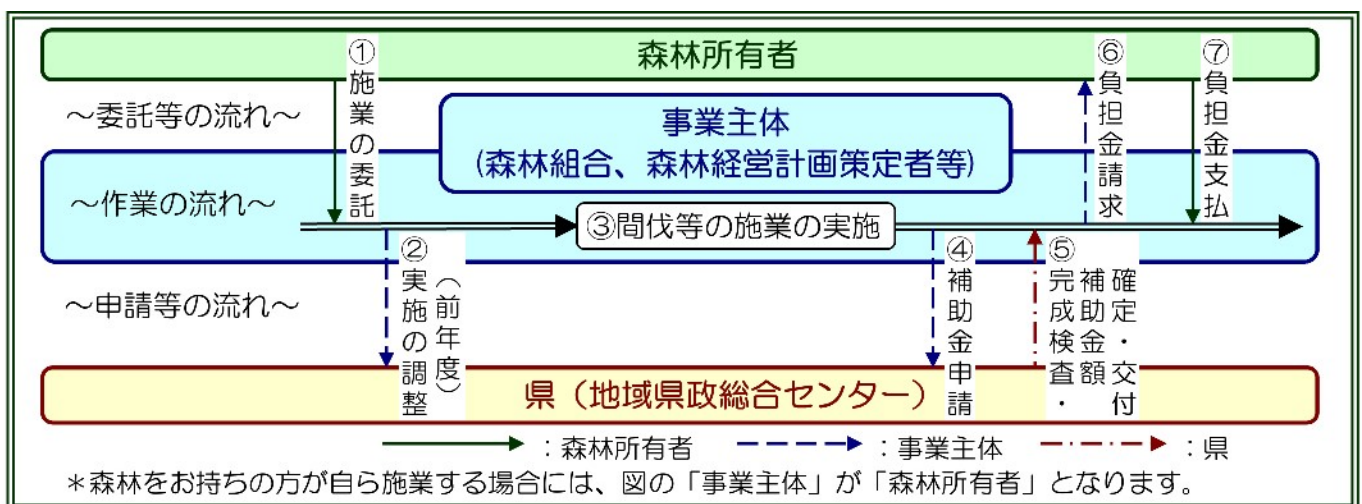
補助金額の計算式＝標準単価×事業量×補助率

**【算出例】** 森林経営計画等に基づく森林で、1haの間伐を行い、架線系の方法で、間伐材を30～50m<sup>3</sup>/ha搬出する場合

受け取れる補助金額＝442,000円/ha×1.0ha×8.5/10＝375,700円

\* 標準単価は施業内容や年度などで異なります。詳細は下欄お問い合わせ先にお尋ねください。

○補助申請の仕組みと流れ（森林組合や森林経営計画策定者等に施業を委託した場合）



作成：神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課

津久井郡森林組合

〒252-0157 神奈川県相模原市緑区中野1024番地2

TEL042-784-1140 FAX 042-784-1100 メールアドレス：tukuisi@jn3.so-net.ne.jp